

青森県報

第 千 四 十 六 号

令 和 八 年
三 月 三 十 日
(月 曜 日)

目 次

告 示

- 救急病院の設置…………… (医 療 薬 務 課) …… 一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高 齢 福 祉 保 險 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 二
- 特定行為業務の登録…………… (同) …… 二
- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障 害 福 祉 課) …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 三
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定…………… (同) …… 三
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定…………… (同) …… 三
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の六第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院の指定…………… (同) …… 四
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (水 産 振 興 課) …… 四
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (会 計 管 理 課) …… 四
- 青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款…………… (財 務 指 導 課) …… 五

公 営 企 業

○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (病 院 管 理 課) …… 五

告 示

青森県告示第百九十八号

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令 和 八 年 三 月 三 十 日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
青森市民病院	青森市勝田一丁目一四の二〇	令和十一年三月三十一日
つがる西北五広域連合つがる総合病院	五所川原市字岩木町一二の三	〃

青森県告示第百九十九号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令 和 八 年 三 月 三 十 日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

氏名称又は 氏名	指定 居宅サービス事業者	
	主たる事務所の所在地又は住所	
氏名称又は 氏名	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所
	名 称	所 在 地
訪問看護	訪問看護ステーション りんね	三戸郡五戸町大字倉石沢字境八
訪問看護	訪問看護ステーション りんね	三戸郡五戸町大字倉石沢字境八
令和 八・四・一	指 定 年 月 日	

青森県告示第百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 氏名	指定 介護予防サービス事業者	
	主たる事務所の所在地又は住所	
氏名称又は 氏名	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う所
	名 称	所 在 地
訪問看護	訪問看護ステーション りんね	三戸郡五戸町大字倉石沢字境八
訪問看護	訪問看護ステーション りんね	三戸郡五戸町大字倉石沢字境八
令和 八・四・一	指 定 年 月 日	

青森県告示第百二十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	令和 八・三・二	氏名又は 名称	東京都中央区 野田五丁目三 野田六丁目三 野田六丁目三 野田六丁目三 野田六丁目三	住所	東京都中央区 野田五丁目三 野田六丁目三 野田六丁目三 野田六丁目三 野田六丁目三	事業 名称	ユースタイルラボ 株式会社	所在地	青森市古 川一丁目 三〇〇一 一〇〇一	業務開始 年月日	令和 八・三・二	備 考	居宅介護 重度訪問 介護
登録番号	〇二〇〇一 三六二	氏名又は 名称	仁泉会 医療法人	住所	八戸市大 字八戸一 字八戸一 字八戸一 字八戸一 字八戸一	事業 名称	介護老人 施設	所在地	和歌山市 大字相 田清水 七字八 五〇八 〇の四	業務開始 年月日	令和 八・四・一	備 考	通所リハ ビリティ センター

青森県告示第百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定 障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
社会福祉法人 人桜木会	名称	主たる事務所の所在地	就労選択 支援	障害福祉施設 センター	令和 八・四・一
名称	名称	主たる事務所の所在地	就労選択 支援	障害福祉施設 センター	指定年月日
名称	名称	主たる事務所の所在地	就労選択 支援	障害福祉施設 センター	指定年月日
名称	名称	主たる事務所の所在地	就労選択 支援	障害福祉施設 センター	指定年月日

株式会社タスカル	むつ市金曲三丁目四の一七	就労継続支援B型	障がい者就業支援事業所+KAL	むつ市金曲三丁目四の一七	〃
----------	--------------	----------	-----------------	--------------	---

青森県告示第百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所在地	指 定 年 月 日
サカエ薬局五所川原	五所川原市弥生町一八の八	令和 八・四・一
浪岡ファミリー薬局	青森市大字浪岡字稲村一五七の六	〃
ハッピー調剤薬局青森中央店	青森市東大野二の八の四	〃

青森県告示第百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所在地	指 定 年 月 日
〃	〃	〃

訪問看護ステーションナーシングホーム弘前	弘前市大字石渡四丁目一三の一八	令和 八・三・三
サカエ薬局布屋	五所川原市弥生町四の一	八・四・五
サカエ薬局五所川原	五所川原市弥生町三	八・四・五

青森県告示第百二十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十一条第四項及び第三十三条第三項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限
津軽保健生活協同組合藤代健生病院	弘前市大字藤代二丁目一二の一	令和八・四・一	令和二・三・三
医療法人清照会湊病院	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	〃	〃

青森県告示第百二十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十三条の六第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日	指定期限
青森県立つくしが丘病院 医療法人芙蓉会 こころのケアセ ンターふよう	青森市大字三内字沢部三五三の九二	令和八・四・一	令和二・三・三
青森市大字雲谷字山吹九三の一	〃	〃	〃

青森県告示第二百七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の六第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日	指定期限
津軽保健生活協 同組合藤代健生 病院 医療法人清照会 湊病院	弘前市大字藤代二丁目一二の一 八戸市大字新井田字松山下野 場七の一五	令和八・四・一	令和二・三・三
〃	〃	〃	〃

青森県告示第二百八号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一の2中「大間越加入区」を「深浦第一加入区」に、「深浦加入区」を「深浦第二

加入区」に改める。

二の表深浦区域の項を次のように改める。

深浦区域 深浦漁業協同組合の地区のうち、大字深浦、大字追良瀬、大字広戸及び大字横磯の区域	1 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業 2 小型定置漁業、たいぶり定置漁業、内水面以上の水中において網漁具を水深二十七メートル及び総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業 3 主として底網漁業 4 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業
---	--

二の表深浦町区域の項を次のように改める。

深浦町区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字舳作及び深浦漁業協同組合の地区のうち、大字深浦、大字追良瀬、大字広戸及び大字横磯の区域	1 さざえ・あわび潜水器漁業
---	----------------

青森県告示第二百九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第一号の表中

青森南支店イト コーカドー青 森店出張所	青森市緑三丁目
	を削る。

青森県告示第二百十号

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第六十六条の規定により、青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款を次のとおり定める。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款

青森県建設工事請負標準契約約款（平成31年3月青森県告示第221号）の一部を次のように改正する。

第34条第11項、第41条第2項及び第4項並びに第51条第3項中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

- この契約約款は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の青森県建設工事請負標準契約約款の規定は、令和8年4月1日以後に締結する契約（同日前に青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第156条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に同条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第337号）（第四十条）に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月三十日

青森県病院事業管理者 大 山 力

- 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 十五万六千リットル
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 契約の方法
一般競争入札
- 落札者を決定した日
令和八年二月二十七日
- 落札者の名称及び住所
北日本エネルギー株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 落札金額
一リットル 九十六円三銭
- 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 入札の公告を行った日
令和七年二月十日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭